第4章 具体的施策の展開

Ⅰ-1-① 次代の親の育成

【現状と課題】

1 生命の大切さや家族の役割についての理解

かつては大家族の中で生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

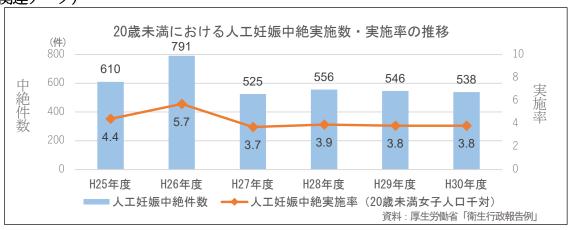
このため、学校や地域において、子どもが乳幼児と触れ合うことのできる機会を増やすとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割の理解を深める取組や教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

2 次代の親を育てる健康教育

20歳未満における人工妊娠中絶実施率は、平成27年度の3.7からほぼ横ばいの傾向にありますが、20歳未満における人工妊娠中絶は母体への影響、特にその後の妊娠・出産への影響が大きいことから、性に関する正しい知識をしっかりと伝えていく必要があります。また、性感染症患者の低年齢化や過激なダイエット等による健康障害等も思春期の健全な心と体の育成にとって無視できない問題です。家庭と学校、地域が密接な連携を図り、子どもに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが必要です。さらに、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもの現状を理解し、大人としての接し方を考えることが重要です。

3 DVの防止

配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景である場合も少なくありません。DVの防止に向け、夫婦や恋人が互いに相手の人権を尊重し尊敬し合える関係を築けるよう、広報啓発や若者を対象とした予防教育が必要であるとともに、DV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。



目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6 年度)
10代の人工妊娠中絶実施率 (20歳未満女子人口千対)	3.8 (H30年度)	減少を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6 年度)
10代の人工妊娠中絶実施率 (20歳未満女子人口千対)	2.8 (R2年度)	減少を目指します

──【施策の方向と具体策】──

1 子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。

中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

2 心を豊かにする教育を推進します。

子どもたちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で子どもたちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重 し個性を認め合う心を養います。

3 思春期保健対策を推進します。

- ① 県や市町村において、思春期の子どもやその保護者を対象に、人工妊娠中絶、エイズ・性感染症、薬物、飲酒、喫煙、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談を実施するなど、思春期の子どもやその家族を支援します。
- ② 学校において、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進めるとともに、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性教育を行います。

4 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のため、県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

5 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。

② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活 再建に向け、各種施策の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

事業の内容<担当課>
• 11
幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校の
インターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定
こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。
<教育庁学習指導課>
○思春期保健講演会の開催
思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の身体や性、食
生活、こころの問題、喫煙防止等に関する知識の普及・啓発を図る。
○思春期保健相談の実施
心身の様々な問題を抱える思春期の子どもと保護者を対象に精神科
医師や公認心理師等による相談を実施する。 <児童家庭課>
予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える
女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、
必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関
へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>
青少年を対象にした性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を
普及するため、講習会を学校等において開催する。 〈疾病対策課〉
DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間
支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を
行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。
また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンタ
ー、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支
援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。

Ⅰ-1-② 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援

令和4年度 中間見直し

【現状と課題】

1 ライフデザインの形成

平成27年度から県内の大学等で開催している「人口減少等に関するセミナー」において実施したアンケートで、人口減少が社会全体や自分たちに与える影響について、「知らなかった」と回答する学生の割合が年々増えています。また、平成26年度から県内の大学等で開催している「妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー」において、平成30年度に実施したアンケートで「『結婚や子どもを持つなら何歳までに』など、将来の人生設計を考えていますか?」という質問に対し、「考えていない」と回答した学生が全体の42.2%となっています。このため、若い世代に対し、人口減少が社会に与える影響や自らの希望をかなえるためのライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供し、意識の醸成を図ることが必要です。

さらに、県民が結婚や妊娠・出産の希望をかなえられるよう、結婚から子育て期までの 各ライフステージに応じた支援情報等を切れ目なく提供していくことが必要です。

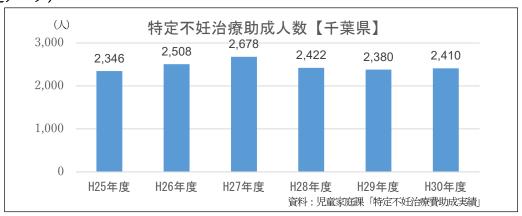
2 妊娠・不妊に関する支援について

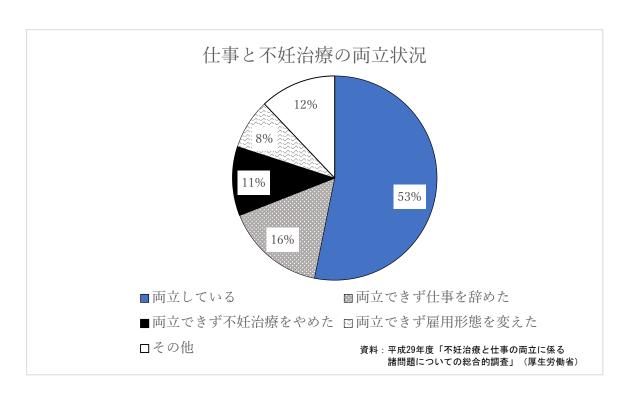
子どもを持つ持たない、子どもの数、出産の時期や間隔は、第三者によって定められる ものではなく、全てのカップルと個人が、自由にかつ責任をもって決定でき、そのための 情報と手段を得ることができる権利があります。

子どもをほしいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれず実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は5.5組に1組となっており、働きながら不妊治療を受ける方も増加傾向にあります。また、厚生労働省が実施した調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

令和4年4月からは、不妊治療による高額な治療費による経済的負担を軽減するため、 健康保険の適用が開始されましたが、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つこと を諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の充実・強化が求められています。





-【施策の方向と具体策】-

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

- ① 大学等や自治体と連携・協力し、人口減少が社会に与える影響や人口減少社会における地域の産業等の実像を伝えることで、若い世代がライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。
- ② 大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

2 結婚から子育て期までの各種支援等に関する情報提供を行います。

スマートフォン用アプリを活用し、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージ にある県民に対し、県や市町村が実施するイベントや、各種支援等に関する情報提供を行 います。

3 不妊等に悩む方への支援を行います。

不妊等に関する相談体制の充実に努めます。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
若者と一緒に考える	人口減少の影響について理解を深め、ライフデザインを考えるきっか
地域活性化セミナー	けとするだけでなく、若者が地域に定住することや地域で活躍するこ
	とを考えるきっかけとしてもらうため、大学の近隣自治体職員と連携
	し、セミナーを県内の大学等において開催する。 <政策企画課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
妊娠・出産・子育てに	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠
関する知識を普及する	適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的
セミナー	な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供す
	るセミナーを県内の大学等において開催する。 <子育て支援課>
子育て応援!チーパス	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受
事業(再掲)	けられる優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家
	庭を応援する気運の醸成を図る。
	<子育て支援課>
不妊・不育相談事業	○不妊・不育相談
	不妊や不育(以下不妊等)に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・
	精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。
	○不妊相談従事者研修会の開催
	健康福祉センター(保健所)等で治療費助成業務や相談業務に従事
	している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。
	○不妊講演会の開催
	一般県民向け講習会を開催する。

Ⅰ-1-③ 若者の自立・就労支援

【現状と課題】

1 ニート*・ひきこもり*・不登校支援

ニート、ひきこもりや不登校をはじめ、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者は、生育過程の中で様々な問題や課題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ等の問題が相互に影響し合っています。こうしたことから、様々な問題を複合的にとらえ、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。県では、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、教育・福祉・雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。

雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。また、平成23年10月にひきこもり本人や家族が、最初にどこに相談したらよいかを明確にし、より支援に結びつきやすくするための第1次相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を、平成24年7月に子ども・若者の総合的な相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を設置し、相談体制の強化を図りました。

不登校支援については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが求められています。県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置したり、不登校児童生徒*支援チームを子どもと親のサポートセンターに配置したりするなど、教育相談体制の充実に努めてきました。

引き続き、関係機関・団体が連携し、困難を有する子ども・若者への相談・支援体制の 充実を図っていくことが求められています。

2 キャリア教育の推進

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けることが求められます。

また、家庭や企業等と連携し、学校外での社会体験活動の機会を提供するなど、社会教育の観点からもキャリア教育を推進することが必要です。

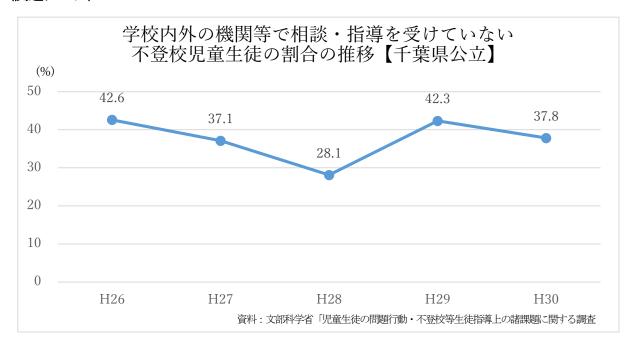
3 就労支援・職業能力開発の推進

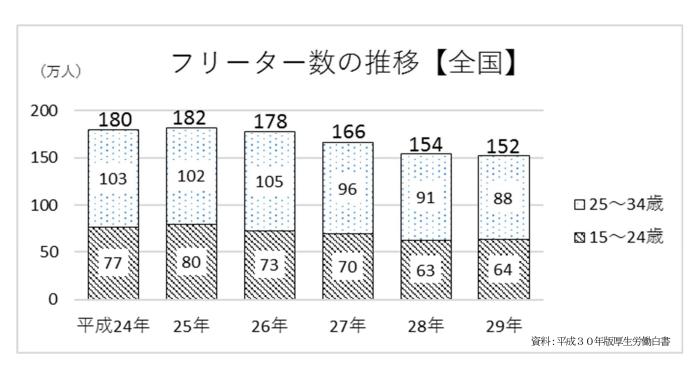
新規学卒者の就職率は、高水準で推移していますが、就職後3年以内の離職率が高いことや、中小企業や一部の業種で採用が難しいなど雇用のミスマッチが問題となっており、その対応が課題となっています。平成30年版厚生労働白書によると、平成29年のフリーター数は、152万人となっており、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。また、若者の職業スキルを積むための職業能力開発に関するニーズは多様になっており、ニーズに応じた職業能力開発の実施やそれを支援するための情報提供等が必要です。

4 消費者教育・啓発の推進

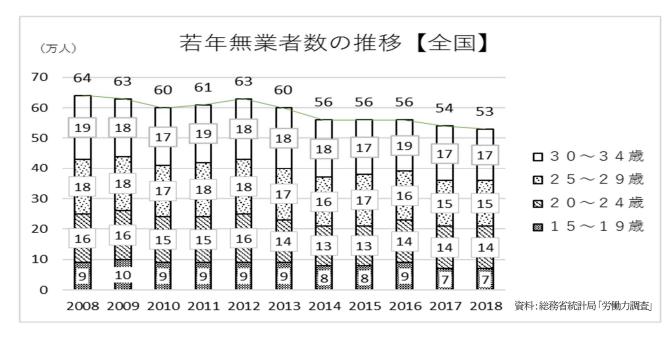
平成29年度の消費者生活相談窓口によせられた相談の状況をみると、18歳から20歳までの間に相談件数が急増しており、大学への入学や社会人となり実家から離れ新たに生活を始める時期や、成人となり自ら契約当事者となる時期に、トラブルに巻き込まれることが多くなっていると推測されます。また、民法の一部改正により令和4年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられます。民法では、「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」(未成年者取消権)と定めていますが、成年年齢が18歳に引き下げられると、高校3年生若しくは高校卒業直後の若年者が成人となり、未成年者取消権の適用を受けられないこととなります。

そのため、消費者が自らの役割や責任、消費行動が社会へ及ぼす影響等を自覚し、自ら進んで必要な知識や情報を収集し、主体的かつ合理的に行動できる力を育てる消費者教育が、重要となってきており、特に、若年者への消費者教育は喫緊の課題となっています。

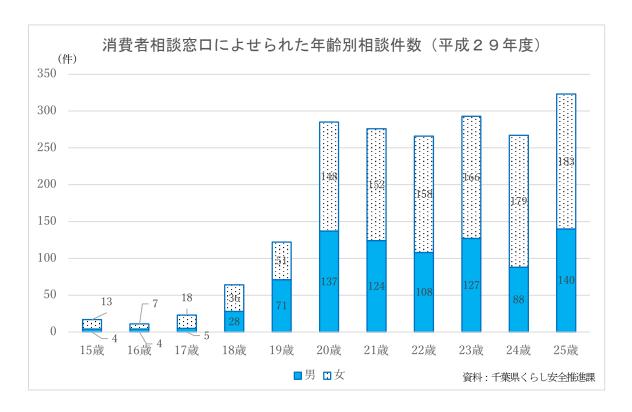




- (注) フリーターの定義は、15歳~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚者のうち、以下の者の合計。
 - ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 - ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 - ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、 希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者



(注) 若年無業者の定義は、15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。ニートと同義。



目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
公立学校における学校内外の機関等で 相談・指導等を受けていない不登校児童 生徒の割合	37.8% (H30年度)	減少を目指します
公立高等学校の中退率	1.31% (H30年度)	減少を目指します
公立小学校における職業に直接かかわる 体験活動(職場見学等)の実施割合	100% (H30年度)	全ての学校での実施 を継続します
職場体験・インターンシップを実施して いる公立学校の割合	中学校 98.1% 高校 87.3% (H30年度)	中学校全ての学校で の実施を目指します 高校での実施率の 増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体 (企業等)	26団体 (H30年度)	増加を目指します
若年者の就労支援施設を通じて就職した 正規雇用者の割合	44.6% (H30年度)	増加を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6 年度)
公立学校における学校内外の機関等で 相談・指導等を受けていない不登校児童 生徒の割合	41.7% (R3年度)	減少を目指します
公立高等学校の中退率	0.96% (R3年度)	減少を目指します
公立小学校における職業に直接かかわる 体験活動(職場見学等)の実施割合	小学校 51.3% (R3年度)	全ての学校での実施 を継続します
職場体験・インターンシップを実施して いる公立学校の割合	中学校 19.9% 高 校 33.3% (R3年度)	中学校全ての学校で の実施を目指します 高校での実施率の 増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体 (企業等)	5団体 (R3年度)	増加を目指します
若年者の就労支援施設を通じて就職した 正規雇用者の割合	5 6 . 4 % (R 3年度)	増加を目指します

- 【施策の方向と具体策】-

1 千葉県子ども・若者支援協議会を運営し、相談・支援体制の充実を図ります。

- ① 千葉県子ども・若者支援協議会において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実に向けた検討を行います。
- ② 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
- ③ 「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック」を作成するなど、相談・支援機関の連携の推進を図ります。
- ④ 困難を有する子ども・若者が段階に応じた支援を受けられる場(居場所等)に関する情報収集を行い、連携や広報等の方法を検討します。

2 千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化を図ります。

- ① 一人でも多くの悩みを有する子ども・若者やその家族が相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
- ② 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し適切な助

言や必要な支援先の紹介を行います。

- ③ 適切な支援機関等が直ちに見付からず、家に籠もりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋げます。
- ④ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

3 千葉県ひきこもり地域支援センターによる相談支援を行います。

- ① ひきこもりの本人やその家族が相談に繋がるよう、千葉県ひきこもり地域支援センターの周知を行います。
- ② 電話相談においては、解決に向けた助言等を行うほか、様々な支援機関と連携し、面接相談や訪問支援を行います。

4 不登校・中途退学生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けて、支援体制の充実を図ります。

- ① 行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が 連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
- ② 子どもや保護者の多様な悩みや問題に対し、きめ細かな対応が図れるよう相談支援体制の充実を図るとともに、フリースクールなどの民間施設等と連携し、学校に行くことができない子どもたちの居場所づくりを推進します。

5 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育を推進します。

特別活動*を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子どもに目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

6 ジョブカフェ* ちばによる若者の就労支援を行います。

- ① ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していきます。
- ② キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について 継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ③ 市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。

7 地域若者サポートステーション*事業を通じて、無業の若者(ニート等)の職業的自立 支援を行います。

- ① 職業的自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- ② 就職に向けた各種プログラムの提供を行います。
- ③ 若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

- ④ 保護者、地域住民、教育機関等との連携を図るため地域若者サポートステーションの 周知に努め、支援機関への早期誘導を図ります。
- ⑤ 企業と若者の交流機会を設定するなど、若者の状態を理解した受け入れ企業の開拓を 図ります。

8 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ① 県立高等技術専門校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、 就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ② 再就職をしようとする若者に対して、就業のための職業能力が身につくよう大学、 専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して介護、保育、IT、経理、 建設など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

9 若者が安定的な就労につながるように職業能力開発の支援を推進します。

若者の実践的・効果的な職業能力開発を支援するため、企業現場における実習訓練と教育訓練機関における座学を連結させた教育訓練であるデュアルシステム訓練を実施します。

10 消費者被害を防止するための消費者啓発・教育を推進します。

消費者被害を防止するための知識の修得のみならず、消費者としての社会的役割を 自覚し、主体的かつ合理的に行動することのできる消費者市民を育成するための消費者 啓発・教育を推進します。

令和4年度 中間見直し

事業の内容<担当課>
「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体
の連携を強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若
者への支援策を検討する。また、「千葉県子ども・若者総合相談セン
ター(ライトハウスちば)」を設置し、専門相談員による電話相談等
を実施する。 <県民生活課>
「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族
等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援(アウトリー
チ)を必要に応じて行うことにより、ひきこもり本人の自立を促し、
家族の支援を行う。 <障害者福祉推進課>
学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や
先端技術、就業を体験する講座「千葉県夢チャレンジ体験スクール」を
開設したり、子どもが保護者等の職場を訪問する「子ども参観日」を県
内に広めるキャンペーンを実施するなど、子ども一人ひとりの勤労観・
職業観を育成するキャリア教育を推進する。 <教育庁生涯学習課>

事 業 名	事 業 の 内 容<担当課>
高校生インターンシッ	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験(インターンシップ)
プ推進事業	を通じて、実際的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起する
	とともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。
	<教育庁学習指導課>
ジョブカフェちば事業	ジョブカフェちばを設置・運営し、専門のキャリアカウンセラーが
	一貫した就労支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや
	若者と企業との交流イベントなどを実施する。 <雇用労働課>
地域若者サポートステ	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニ
ーション事業	ート等)の職業的自立を支援する。 <雇用労働課>
県立高等技術専門校の	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をし
設置・運営事業	ようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための
	訓練を実施する。
離職者等再就職訓練事	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職
業	者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な
	訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。 <産業人材課>
「未来の名工」チャレ	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を
ンジ事業	育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象に
	高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。
	<産業人材課>
消費者教育啓発事業	若者等の消費者被害を防止し、消費者としての自立を支援するため、
	消費者問題に係る情報提供や、消費者教育教材等の作成・配布を行う
	とともに、消費者自立支援講座を実施する。 <くらし安全推進課>

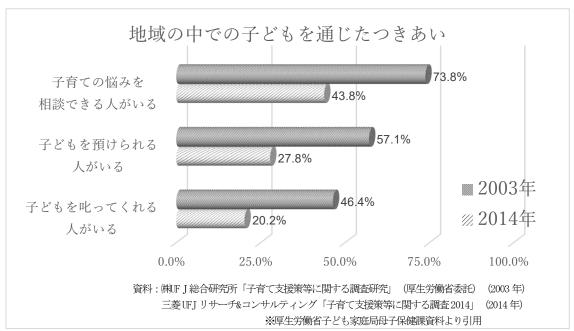
Ⅰ-2-① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、また、晩婚化・晩産化等により、1つの世帯が同時期に育児と介護の両方に直面するダブルケア等の問題も生じてきています。妊娠や出産、子育てに対する不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備が急務となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約する場所が明確になっていない状況でした。そういった課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を行うワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センター(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という)に求められる役割は大きく、設置の促進と支援内容の充実が求められています。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6年度)
子育て世代包括支援センター*を設置 した市町村数	29市町村 (H30年度)	全市町村

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
子育て世代包括支援センター*を設置	54市町村	全市町村
した市町村数	(R3年度)	于111 ₁₁ 11.1

-【施策の方向と具体策】-

- 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
 - ② 産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する妊娠・出産包括支援事業 について、専門職への研修等を行い、取組を支援します。
 - ③ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からの SOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や 子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしん SOSちば」を運営します。
 - ④ 市町村で実施している両親学級や子育て準備講座等の取組の更なる充実が図られるよう、情報提供など支援を行います。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
子育て世代包括支援セ	子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修
ンター支援事業	子育て世代包括支援センターの職員(保健師等の専門職)を対象に、
	支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の
	研修を実施する。 <児童家庭課>
出産後の訪問支援の強	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、
化 (再掲)	専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭
	全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。
	<児童家庭課>
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図る
(再掲)	ため、各種研修等を行う。 <児童家庭課>
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える
	女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、
	必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関
	へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>
出産・子育て応援交付	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ると
金事業	ともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する
	事業を支援する。 <児童家庭課>

Ⅰ-2-② 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状と課題】

1 母子保健体制の充実

全ての子どもが心身共に健やかに生まれ育つためには、母親が安心して妊娠・出産ができ、母子共に健康で安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

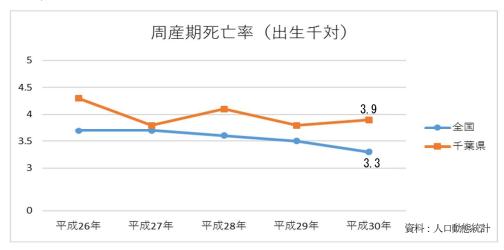
2 周産期*医療体制の充実

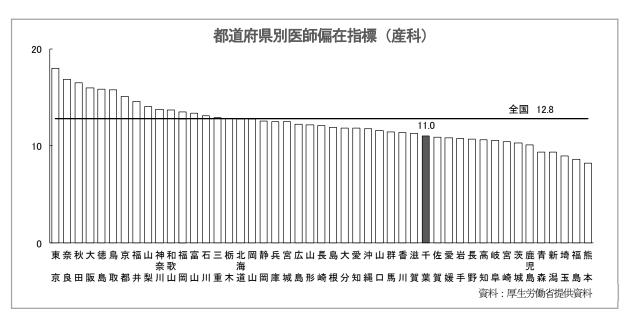
平成30年の母子保健指標では、周産期死亡率(出産千対)について、全国平均3.3 に対し千葉県は3.9と全国平均より高い値となっており、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率(出産十万対)についても、全国平均3.4に対し、千葉県は4.4と全国平均より高い状況です。周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要です。

また、全国ベースで産科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である産科における医師偏在指標*は、全国値の12.8(平成28年時点の医師数等を基に厚生労働省が算出)に対して、本県は第33位の11.0(同)と低い状況にあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

3 出産・子育てのために退職した女性への就業支援

出産・子育てのために退職した女性の中には、再就職を希望しながらも、年齢や勤務条件などの様々な制約から、希望する仕事に就けない人や、正社員として採用されない人が多くいます。このため、女性の再就職に向けた支援や、やむを得ず非正規労働を選択した女性の正規雇用化に向けた支援が必要です。





目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
妊娠11週以下(初期)の妊娠の届出率	93.3% (H28年度)	95.0%
周産期母子医療センターの数	12箇所 (H30年度)	13箇所
新生児死亡率 · 乳児死亡率 (出生千対)	新生児 0.9 乳 児 2.0 (H29年度)	減少を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
妊娠11週以下(初期)の妊娠の届出率	94.9% (R2年度)	95.0%
周産期母子医療センターの数	12箇所 (R3年度)	13箇所
新生児死亡率 · 乳児死亡率 (出生千対)	新生児 0.7 乳 児 2.0 (R3年度)	減少を目指します

-【施策の方向と具体策】—

1 妊産婦及びその家族への支援を充実するための市町村支援を行います。

① 市町村が行う母親学級、両親学級等を活用し親と子の愛着形成を促す取組の充実が 図られるよう、支援します。

例えば、マタニティー講座等で、自分の子どもが生まれる前から赤ちゃんに触れるなどの経験ができるようにします。また、妊娠前から出産や育児を意識したパパ・ママ教室を実施し、育児経験者との交流等を通し、男女共に親になり、子育てをしていく意識啓発に努めます。また、妊婦の飲酒や喫煙の防止、受動喫煙における母子への健康影響について普及啓発を行います。

- ② 妊娠中はむし歯や歯周病が悪化しやすい傾向にあり、口腔ケアの重要性を普及啓発するため、市町村で実施する妊産婦歯科健診や歯科保健指導等の取組を促進します。
- ③ 妊娠中の就労環境整備に関する啓発を行い、母性健康管理指導事項連絡カード*の周知を図ります。
- ④ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からの SOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子 育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSO Sちば」を運営します。

2 ハイリスク妊婦*の支援体制を強化するための市町村支援を行います。

- ① 医療機関と市町村の連携を強化し、妊婦健康診査の受診の勧奨や、妊娠中の禁煙・ 禁酒の徹底等、保健指導を強化できるよう、情報提供・研修等を行います。
- ② 里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携が強化されるよう、研修等を行います。
- ③ 診療所と病院、地域周産期母子医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ① 保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を 組み立てるとともに広報します。
- ② 地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携が図れるようネットワークを整備します。

4 周産期母子医療センターの充実を図ります。

- ① 安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を推進します。
- ② 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの充実強化を推進します。
- ③ 小児中核病院*等との連携を推進します。
- ④ 一般の産婦人科に受け入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送できるよう、総合周 産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、母体搬送システムの運 用支援を実施します。

- ⑤ 医師修学資金貸付制度などの活用により、産科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。
- 5 未熟児等を出産した母親のケア体制を充実します。

市町村や医療機関等と連携を図りながら、未熟児等を出産した母親を支援するための体制を整備します。

- 6 育児等のために退職し再就職を希望する人に対し、再就職に向けたきめ細かな支援に 取り組みます。
 - ① 就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施します。
 - ② やむを得ず非正規労働を選択している人に対して、キャリアカウンセリングや適職 診断などの支援を行い、正規雇用化に取り組みます。
 - ③ 短期間で就業のための職業能力が身につくよう、大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して、介護、保育、IT、経理など様々な分野の職業能力開発の支援を推進するとともに、訓練機会の確保のため、託児付き訓練を実施します。

(具体的は事業)	
事 業 名	事業の内容<担当課>
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図る
(再掲)	ため、各種研修等を行う。 <児童家庭課>
乳幼児突然死症候群の	乳幼児突然死症候群対策強化月間である11月に、病院、市町村、児童
周知	福祉施設等に周知・啓発を実施する。
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える
(再掲)	女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、
	必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関
	へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>
周産期母子医療センタ	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供
一運営事業	する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの
	運営費について補助する。 <医療整備課>
母体搬送コーディネー	リスクの高い分娩等が緊急に生じた場合に円滑な搬送を図るため、
ト事業の実施	総合周産期母子医療センターで受け入れ可能な医療機関情報を収集
	し、医療機関からの照会に応じて母体の受け入れ先の調整を行う。
	<医療整備課>
医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を
	図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。
	<医療整備課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
千葉県ジョブサポート	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に結婚・出産・子育て等で
センター事業	離職し再就職を希望する女性を対象として、就労相談やセミナー等の
	開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援
	を実施する。 <雇用労働課>
離職者等再就職訓練事	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職
業 (再掲)	者に対して、専修学校、NPO 法人等を活用した委託訓練による多様な
	訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。 <産業人材課>

I-2-③ 経済的負担の軽減

【現状と課題】

1 助成制度の充実や資金の貸付等による負担の軽減

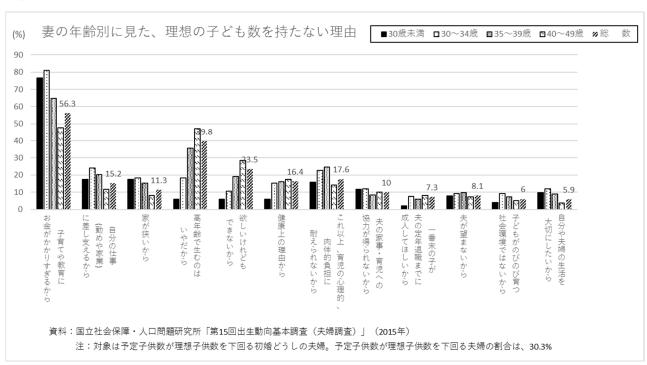
子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付等により負担の軽減を図る とともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要です。

2 幼児教育・保育及び高等教育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、幼稚園保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

また、令和2年4月1日から高等教育の修学支援新制度が始まり、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が免除 又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われます。



-【施策の方向と具体策】-

1 医療費等に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。
- ② 医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。
- ④ 結核など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。
- ⑤ 子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

2 教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ② 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。
- ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程等に 在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行います。
- ④ 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者 等に対して、給付金を支給します。

3 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事 業 の 内 容<担当課>
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため
	子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する
	経費を助成する。 <児童家庭課>
医療費助成等の情報	医療費助成事業について、ホームページや母子手帳別冊 などで情報
提供	提供する。 <児童家庭課>
小児慢性特定疾病医療	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた 16 疾患群に
支援事業	ついて国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を
	図る。
結核児童療育医療事業	結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習
	及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。 <児童家庭課>
児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の
	児童を養育している父母等に手当を支給する。 <子育て支援課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
千葉県高等学校等授業	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に
料減免制度	対し、授業料の減免による支援を実施する。 <教育庁財務課>
千葉県公立高等学校専	経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な
攻科修学支援金事業	生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。 <教育庁財務課>
千葉県私立高等学校等	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納
授業料減免事業	入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減
	免した授業料の全部又は一部を補助する。 <学事課>
千葉県私立高等学校入	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対し
学金軽減事業	て、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。
	<学 事 課>
千葉県高等学校等奨学	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難
のための給付金事業	な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。
	<学事課・教育庁財務課 >
私立学校経常費補助事	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担
業	軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経
	費に対し補助する。
実費徴収に係る補足給	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対
付を行う事業	して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物
	品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園にお
	ける副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補
	助する。
千葉県奨学資金の貸付	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学
け制度の実施	校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、
	修学上必要な学費の貸付けを行う。 <教育庁財務課>
生活福祉資金(教育支	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学
接資金)の貸付	校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために
	必要な経費の貸付けを行う。
子育てのための施設等	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を
利用給付	給付する。 <学事課・子育て支援課>
公立学校給食費無償化	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図
事業	るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教
	育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施
	する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給
	食費を全額補助する。 <教育庁保健体育課>
出産・子育て応援交付	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ると
金事業(再掲)	ともに、妊婦や子育で世帯に対して経済的支援を一体として実施する
	事業を支援する。 <児童家庭課>

Ⅰ-2-④ ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

1 ひとり親の子育て・生活について

ひとり親家庭は生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間や、自身が疾病に罹患した際などに子どもを預かってもらう支援が必要です。また、ひとり親は忙しいことから、ワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないことと併せ、地域とのつながりが希薄になり孤立してしまいがちなことから、心身の負担を軽減する支援が必要です。

2 子どもの権利の擁護・貧困の連鎖の防止

ひとり親家庭は経済的に困窮している場合が多く、こうしたひとり親家庭の子は家庭の経済状況を理由に、学校以外の教育機会に乏しいことや、希望する進路を諦めてしまう場合があります。子どもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習の機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等の子どもの学習支援が必要です。併せて、ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取組を推進していく必要があります。

3 経済的困窮の解消

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭の場合は43.8%がパート・アルバイト等の雇用形態で働いており、就労収入が低いことや、収入が安定しないという問題を抱えています。 安定した生活を送るための就労収入を得られるような支援と併せ、子どものライフステージの変化に合わせた就労ができるよう相談支援体制を整備する必要があります。

また、養育費の支払いについて、取り決めをしていない、取り決めしたが、支払いが滞っている等の問題を抱える者がいるため、養育費確保に関する相談支援と養育費に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。

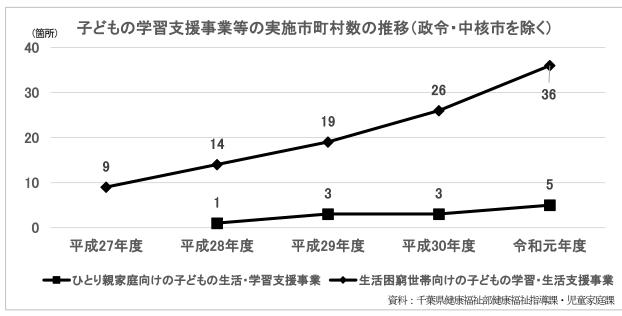
併せて、児童扶養手当等の給付金や公共料金の減免制度等の支援を受けていないひとり 親家庭等もいることから、制度の確実な周知を図っていく必要があります。

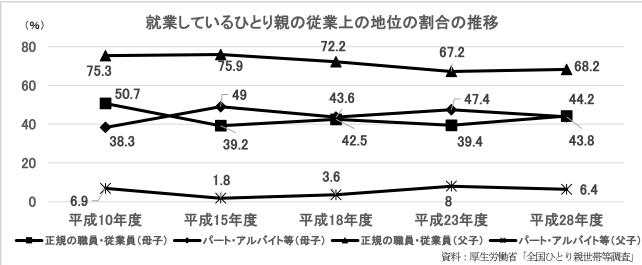
4 相談支援体制の整備

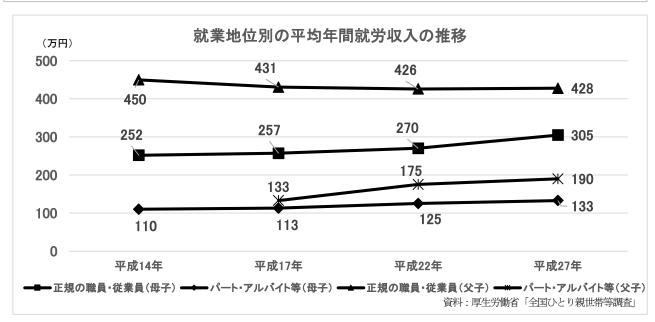
ひとり親家庭の問題は子育てや就業、親の介護など多岐にわたることから、こうした 問題をひとり親家庭特有の問題として捉えるのではなく、地域で生活する上で困難を抱 えている世帯の問題として、地域全体で支援することが必要です。

また、ひとり親家庭の生活環境の変化に応じ、適宜必要な支援を実施できるよう切れ目のない相談体制を充実させる必要があります。

それとともに、親の介護など非常に重い負担を抱えている特別な支援を要するひとり 親家庭の支援についても、各関係機関が連携し、必要な支援へつなげていく必要が あります。







目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6年度)
子どもの生活・学習支援事業実施市町村 数	5市 (R元年度)	10市
自立支援教育訓練給付金受給者数	86人 (H30年度)	100人
高等職業訓練促進給付金受給者数	191人 (H30年度)	230人
ひとり親支援施策に関する協議の場の 設置	実績なし	モデル事業のための 地域指定
日常生活支援事業実施市町村数	6市 (R元年度)	10市
子育て短期支援事業実施市町村数	18市 (R元年度)	23市

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
子どもの生活・学習支援事業実施市町村 数	6市 (R3年度)	10市
自立支援教育訓練給付金受給者数	6 6 人 (R 3年度)	100人
高等職業訓練促進給付金受給者数	184人 (R3年度)	230人
ひとり親支援施策に関する協議の場の 設置	0 (R 3年度)	モデル事業のための 地域指定
日常生活支援事業実施市町村数	6市 (R3年度)	10市
子育て短期支援事業実施市町村数	25市 (R3年度)	23市

-【施策の方向と具体策】-

- 1 ひとり親家庭の子育て負担軽減のため、妊娠期から子育て期にわたるまで、個々の事情 に寄り添った支援ができるよう子育て世代包括支援センター等の相談支援窓口を活用し、 相談支援体制の整備を図り、親の負担を軽減する等の支援をします。
 - ① 市町村が保育所等の利用を調整するに際して、ひとり親家庭は入所の必要性が高いものとして優先的に扱われるよう、配慮を促します。
 - ② 日常生活支援事業をひとり親家庭が利用しやすい環境の検討を行い、その手法や優良な事例紹介を行いながら実施自治体を増やします。
 - ③ 生活上の様々な問題のため子どもの養育が困難になったひとり親については、諸問題につながらないように母子生活支援施設の入居について周知を行います。
 - ④ ひとり親の子育て負担軽減のため、一時的に子どもの預かりを行う子育て短期支援事業の実施を各市町村に働きかけます。
 - ⑤ 妊娠期から子育て期までを支援する子育て世代包括支援センターと連携して活用を推進することで、ひとり親家庭等の負担軽減や子育て支援等を行います。
- 2 ひとり親家庭の子の学習の場の提供や、家庭学習の習慣化等により、貧困の連鎖に陥ら ないように支援します。
 - ① 子どもの学習支援について、生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業との 連携等を検討するよう市町村への働きかけを行い、実施自治体を増やします。
 - ② 放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、子どもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援するとともに、ひとり親の子どもの健やかな成長のため、食事等の提供や様々な世代の人と交流する NPO 法人等が運営する「子ども食堂」と連携した事業の推進を図ります。
- 3 ひとり親家庭になったことによる世帯収入の減少や子どもの進学等によって発生する 一時的な費用について支援します。
 - ① 児童扶養手当等の給付金や公共料金等の減免制度等の確実な周知に努めるとともに、 母子父子寡婦福祉資金貸付事業を着実に実施します。
 - ② ひとり親家庭等医療費助成制度について、ひとり親の利便性の向上を図るため給付方法を現物給付に移行するとともに、自己負担額の軽減等の見直しを検討します。
- 4 就職や転職を支援するため就業支援体制の充実を図ります。
- ① 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」に基づく支援や、ワンストップでの支援に つなげられるようハローワーク、市町村の双方に働きかけを行います。
- ② 就職に有利な技能習得や資格取得のための職業訓練への参加を促すため、自立支援給付金事業を実施するとともに、地域の実情に応じて事業の実施に必要な助言を行います。
- ③ 就職や転職に有利になる就業に関する技能や知識を備えられるよう、パソコン講座や介護職員初任者研修の講座等のひとり親家庭向けの就業支援講習会を開催します。
- ④ 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センタ

ーとひとり親家庭の就労支援を行う関係機関が連携し、子どもと親の将来設計を考えた 子育てと就業の両面を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。

5 養育費の確保支援策の強化を図ります。

- ① 弁護士による養育費確保相談を実施するとともに、ホームページやパンフレットによりその必要性について、啓発を実施します。
- ② 面会交流の実施が困難な父母に対して面会交流支援を実施するとともに事業に関する 周知を実施します。

6 支援体制の総合的充実を図ります。

- ① 母子・父子自立支援員などの相談・支援に携わる人材を対象とした研修を実施し、より専門性の高い相談支援体制を充実させるとともに、市町村や関係機関などと連携し、ライフステージに応じた伴走型の切れ目のない支援体制の整備を図ります。
- ② ひとり親家庭が抱える特有の問題として捉えるのではなく、地域で生活する上で困難を抱えている世帯の問題として、地域で協力し合い、問題を解決できるよう各関係団体と連携を図るとともに、ひとり親家庭の課題を解決するために議論等を行う会議体の設置を目指します。

令和4年度 中間見直し

<u>ストレルンのチャイ</u>	
事 業 名	事業の内容<担当課>
母子生活支援施設の入	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分に
所	できない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立
	支援のための生活指導等を実施する。 <児童家庭課>
母子·父子自立支援員	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相
による相談の実施	談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上
	及び求職活動に関する支援を行う。 <児童家庭課>
ひとり親家庭等生活向	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設け
上事業	ることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・
	学習支援を行う。 <児童家庭課>
ひとり親家庭等日常生	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員
活支援事業	を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。
	<児童家庭課>
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難にな
	った場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平
	日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困
	難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 <児童家庭課>

事 業 名	事業の内容<担当課>		
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ること		
	を目的として支給する。		
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るた		
の貸付の実施	め、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付け		
	る。 <児童家庭課>		
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。		
等助成事業	<児童家庭課>		
母子家庭等自立支援給	ひとり親の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開		
付金事業	発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。		
	<児童家庭課>		
母子家庭等就業・自立	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介、就業に結びつく可能性が		
支援センター事業	高い資格等を習得するための講習会の開催、専門の相談員による養育		
	費等に係る個別相談、別居親と子どもの面会交流援助等を実施する。		
	<児童家庭課>		
ひとり親家庭高等職業	修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給		
訓練促進資金貸付事業	付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等		
	職業訓練促進資金の貸付けを行う。 <児童家庭課>		
ひとり親家庭住宅支援	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に		
資金貸付事業	取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要とな		
	る資金の貸付を行う。 <児童家庭課>		

I-3-① ワーク・ライフ・バランスの推進

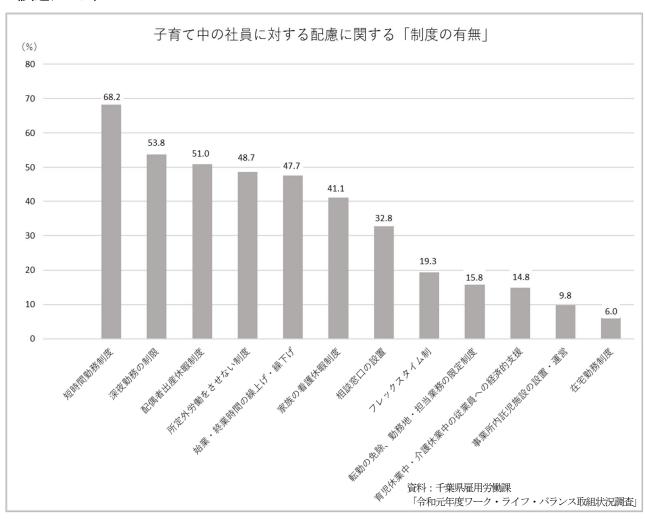
【現状と課題】

安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランス*を 推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

しかしながら、平成29年度の国の調査によると、千葉県における週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は10.2%と全国平均(9.5%)より多く、全国で多い順で5番目となっています。また、年次有給休暇取得率についても、約56%に留まっており、政府目標である70%とは乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様で柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。



目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
仕事と生活の両立が図られていると感じ る家庭の割合	6 6 . 6 % (R元年度)	80.0%

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6年度)
仕事と生活の両立が図られていると感じ る家庭の割合	70.6% (R3年度)	80.0%

──【施策の方向と具体策】──

- 1 企業の「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組を支援します。
 - ① 企業経営者や人事労務担当者に対し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての周知啓発を行います。
 - ② 中小企業に対して働き方改革アドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた助言を行います。
 - ③ ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進に向けた取組を積極的に行っている 県内の事業所を広く紹介します。
 - ④ 国(千葉労働局)、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と協力体制を構築して取組 を促進します。
- 2 適切な労務管理に向けた労働関係法令等の周知啓発を行います。
 - ① 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓 発を行います。
 - ② 高校生向けに専門家を派遣し、労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供します。
 - ③ 賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて 専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>	
働き方改革の推進	セミナー等の開催により、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に	
	ついての企業の意識啓発を図るとともに、働き方改革アドバイザーを	
	派遣するなど、企業の取組を支援する。 <雇用労働課>	

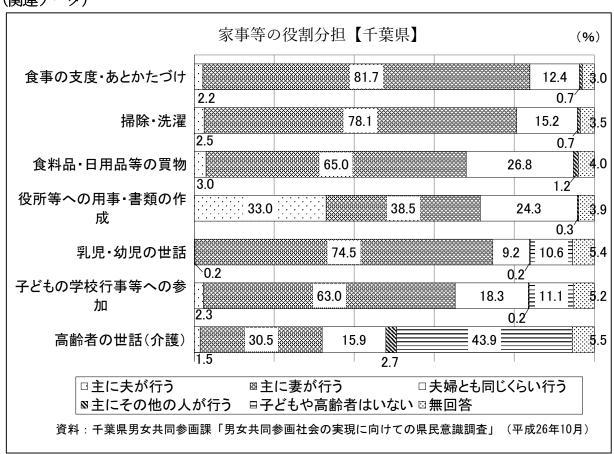
事 業 名	事業の内容<担当課>
働き方改革に取り組む	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む企業を登録し、登
企業の登録制度	録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することによ
	り、県内企業の取組の促進を図る。 <雇用労働課>
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等
	の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。 <雇用労働課>
ワークルール講座の開	高校生向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供
催	する。 <雇用労働課>
労働相談事業の実施	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の
	労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切
	な労務管理の促進等を図る。 <雇用労働課>

Ⅰ-3-② 男女が協力して子育てできる環境づくり

【現状と課題】

平成26年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話や子どもの学校行事などへの参加を主に妻が行うと回答した方が多いように、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。市町村では、これから父親、母親になる夫婦に対し、出産や子育てに対する不安を軽減し、協力して子育てをする意義等について理解を深めてもらえるよう、両親学級や子育て準備講座等を開催しています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、 共に責任を負う社会の構築が重要です。



目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
積極的に育児をしている父親の割合 3・4か月児健診(健康相談)時 1歳6カ月児健診時 3歳児健診時	62.0% 59.6% 54.5% (H29年度)	全て 70.0%

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
積極的に育児をしている父親の割合 3・4か月児健診(健康相談)時 1歳6カ月児健診時 3歳児健診時	70.7% 68.2% 62.8% (R3年度)	全て 70.0%

-【施策の方向と具体例】—

1 男女が協力して子育てできる環境づくりの促進を図ります。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

2 男女共同参画社会への理解と主体的な取組を促進します。

男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ 男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識 の醸成を図ります。

事 業 名	事業の内容<担当課>
男女共同参画地域推進	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動
員事業	を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。
	<男女共同参画課>
男女共同参画推進	労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両
事業所表彰の実施	立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業
	所を表彰し、広く紹介する。 <男女共同参画課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
千葉県男女共同参画	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参
推進連携会議	画の取組みを促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実
	施する。 <男女共同参画課>
男女共同参画センター	男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、男女共同参画の推進
フェスティバル及びネ	に主体的に取り組む民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女
ットワーク会議の開催	共同参画社会づくりに向けた機運の醸成を目的として、センターフェ
	スティバル及びネットワーク会議を開催する。 <男女共同参画課>
男女共同参画センター	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るた
における学習研修事業	めの各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性
	の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 <男女共同参画課>

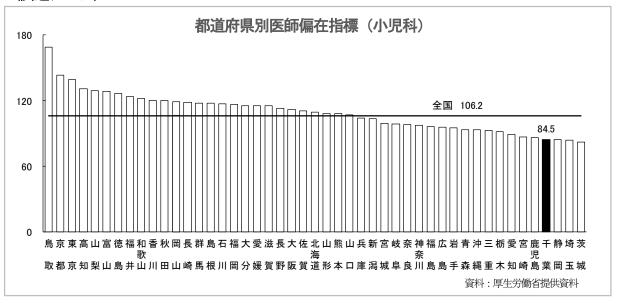
Ⅱ-4-① 小児医療体制の整備

【現状と課題】

小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられない場合が多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなってきていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから、多くの軽症患者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されています。

また、全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の106.2(平成28年時点の医師数等を基に厚生労働省が算出)に対して、本県は全国第44位の84.5(同)と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実は重要な課題となっています。

(関連データ)



- 【施策の方向と具体策】-

1 子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。

子どもの病気について、保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制事業 (#8000)を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。

2 小児医療体制の充実を図ります。

- ① 小児科医等が夜間・休日に小児初期救急患者を受け入れる小児初期救急センター運営 事業を実施します。
- ② 二次医療圏*単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる事業を実施します。
- ③ 広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を 実施します。

- ④ 千葉県こども病院をはじめとする全県(複数圏域)対応型小児医療拠点病院*及び救命救急センター(県救急医療センターを除く)14箇所において小児の三次救急医療*を実施します。
- ⑤ 医師修学資金貸付制度などにより、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。

令和4年度 中間見直し

大作りのデネ』	
事業名	事業の内容<担当課>
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を
	実施する。 <医療整備課>
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応
	し、適切な助言を行う事業を実施する。
小児救急医療体制の整	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子
備	健康手帳 別冊で広く情報を提供する。 <医療整備課・児童家庭課>
	1 初期救急医療体制 <医療整備課>
	以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。
	①小児初期救急センター運営事業
	市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要
	請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し
	助成する。
	②小児救急地域医師研修事業
	小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐
	待に関する研修を実施する。
	2 第二次救急医療体制 <医療整備課>
	以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。
	①小児救急医療支援事業
	原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作
	り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病
	院の運営経費に対し助成する。
	②小児救急医療拠点病院運営事業
	小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療
	圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入
	れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。
	3 第三次救急医療体制 <医療整備課・病院局経営管理課>
	以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。
	①県こども病院及び各地域の救命救急センター(県救急医療センター
	を除く)で、重篤救急患者を受け入れる。

	②小児救命救急センター*運営事業
	原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24
	時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費について
	の補助を実施する。
医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を
(再掲)	図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。
	<医療整備課>

Ⅱ-4-② 子どもの保健対策の充実

【現状と課題】

1 乳幼児健康診査とその後の継続支援

子どもの心や身体の健康については、市町村において実施される乳幼児健康診査や健康相談、保健指導等を主軸に支援しています。平成30年度の1歳6か月児健康診査の受診率は96.6%、3歳児健康診査は93.7%となっており、いずれも受診率は微増傾向にあります。

健康診査は、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導、療育につなぐとともに、保護者の育児不安等の軽減を図り、また、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のリスク要因を早期に発見し、虐待の発生予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診児の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

また、子どものむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差が見られることから、保護者等に対する正しい知識等の啓発を進めるとともに、多数のむし歯を保有する子どもへの支援が必要です。

2 予防接種の推進と制度の周知

定期予防接種は、各市町村が契約している、医療機関で行われていますが、対象者の中には、居住市町村外のかかりつけ医であったり、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方もいます。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、予防接種実施要領により定められた接種時期に、その機会を逃してしまう場合があります。全ての対象者が、接種を受けられるよう、関係機関と協力しつつ、周知啓発を行い、必要な人が制度を活用できるようにする必要があります。

3 アレルギー疾患のある子どもへの支援

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがありますが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけではなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。また、 突然の症状悪化により緊急対応を要する疾患もあることから、アレルギー疾患のある子ど もやその保護者が、平時からの自己管理のもと安心して暮らしていけるよう、周囲の関係 者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

(関連データ)



【目標の設定】

<u>-</u>			
目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)	
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 96.6% 3歳児健診 93.7% (H30年度)	増加を目指します	
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 87.3% 3歳児健診 84.8% (H30年度)	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)	
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 92.5% 3歳児健診 90.8% (R3年度)	増加を目指します	
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 79.7% 3歳児健診 70.4% (R3年度)	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	

【施策の方向と具体策】

1 市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けて支援します。

- ① 乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の問題に対応する相談窓口機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実できるよう、情報提供や研修等により市町村を支援します。
- ② 幼児歯科健診や歯科相談等で、むし歯予防対策の推進を図り、むし歯罹患のハイリスク児に対して、重点的な歯科保健指導や予防処置の取組を促進します。
- ③ 乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を行い、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携が図れるよう支援します。

2 特に療育等の必要な子どもへの継続的な支援を行います。

- ① 市町村母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるよう支援します。
- ② 各健康福祉センター(保健所)において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。
- ③ 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律(自立)支援を進めていきます。

3 予防接種制度を周知し、事業の推進を図ります。

子どもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、 県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会 を逃した子どもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター*等関係機関と連携し制 度の周知啓発に努めます。

4 アレルギー疾患のある子どもや家族の生活の質の維持向上を図ります。

- ① アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めます。
- ② アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図る
	ため、各種研修等を行う。
先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期
事業	に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防す
	ることが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努
	める。
新生児聴覚検査体制整	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障
備事業	害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。
	<児童家庭課>
小児慢性特定疾病児童	小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性特定疾
等自立支援事業	病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るため
	に、千葉県慢性疾病児童等地域支援協議会を開催する。
	小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の
	解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各健康福祉センター
	(保健所) において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリン
	グ、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び
	情報提供等を実施する。 <疾病対策課>
予防接種の市町村相互	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子
乗り入れ体制の継続、	どもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう
長期療養児の接種機会	推進する。 <疾病対策課>
の確保	
アレルギー疾患対策事	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾
業	患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針に
	ついて検討する。
	千葉県アレルギー相談センター (庁内) において、専門の医師や看護師
	が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行
	う。
	アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事
	者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。
	<疾病対策課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
移行期医療支援体制整	移行期医療を総合的に支援するため、移行期医療支援センターを設置
備事業	し、小児医療機関や保護者からの相談対応、小児診療科と成人診療科の
	連携支援、医療関係者に対する研修会の開催等を実施する。
	<疾病対策課>

Ⅱ-4-③ 食育の推進

【現状と課題】

1 健康的な生活習慣形成の取組の推進や食生活の普及啓発等

ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れ、栄養の偏りや肥満・過度の痩身の増加、 若年層を含めた生活習慣病の増加等、「食」に起因する健康上の問題が深刻化しています。 加えて、急速に高齢化が進んでいる中、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすためには、 子どものころからの望ましい食習慣の確立が重要です。

県が平成30年度に実施した「学校給食実施状況等調査」によると、小学5年生では10.6%、中学2年生では15.5%の児童生徒が1週間のうちに朝食を食べない日があり、また、平成29年度に実施した「生活習慣に関するアンケート調査」の結果を見ると、20代男性では49.7%、20代女性では45.7%の県民が週に2日以上朝食を食べない状況にあることが分かります。このことから、特に若い世代で朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに十分配慮した食生活を送ることができていない等の課題があります。

2 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進

県では、平成28年12月に第3次千葉県食育推進計画を策定し、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標に、食育を地域に根ざした県民運動として推進しています。

食に関する正しい知識や食文化を様々な体験を通して学ぶことは、生活の基本を身に付け、健康な身体を育んでいくことにつながります。千葉県は、豊かな自然と多彩な食材に恵まれ、県内各地でそれぞれの風土を活かした郷土料理が作られ、伝えられてきました。こうした千葉の食文化について、理解を図ることも健全な食育を進めていく上で重要なことの一つです。

また、家庭において食育の知識・調理をする力が不足している等の課題も見受けられます。そこで、学校・地域等において食を学ぶ多様な機会を設けるなど、社会が家庭を支えながら食育を推進していく必要があります。

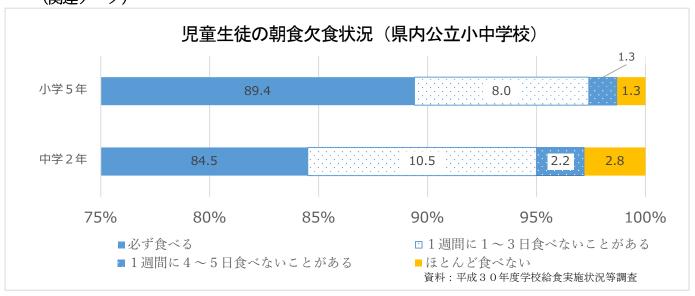
さらに食育は、健康・教育・農業など幅広い分野にまたがる取組であることから、官民及び地域の各分野で活動している方々が連携・協働して食育を推進していく必要があります。

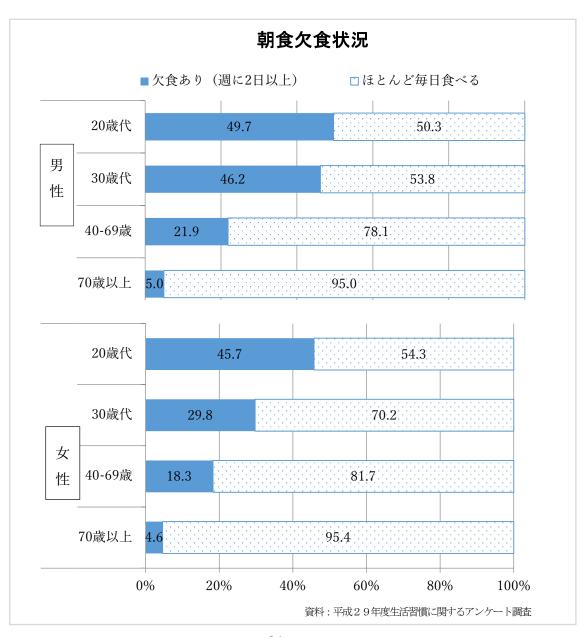
3 食生活を支える歯・口腔の健康づくり

食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要です。乳幼児期や学齢期のむし 歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違 いによる差がみられます。

そこで、むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(関連データ)





令和4年度 中間見直し

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの健康的な生活習慣形成の取組を推進します。
 - ① 「何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすく伝えるため、「ちば型食生活*」を実践するための「グー・パー食生活ガイドブック」を作成しています。このガイドブックを活用し、望ましい食生活と正しい知識の普及を進めます。
 - ② よく噛んでおいしく食べるために、口腔機能が十分に発達し維持されるよう、歯・口腔の健康づくりを含めた食育の取組を推進します。
- 2 ライフステージに応じた望ましい食生活の普及啓発を行います。

ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、研修会の開催や食育イベントの実施等により、市町村や施設等の関係機関における連携の促進と食育活動の充実を支援 します。

- 3 学校・家庭・地域が連携して、農業体験や郷土料理教室など体験活動を取り入れた 効果的な食育を推進します。
 - ① 「ちば食育ボランティア*」の活動を推進し、農業体験、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を提供します。
 - ② 「ちば食育サポート企業*」が提案する「学校参加型食育体験プログラム」を各学校 へ配付し、企業などによる出前授業や工場等での体験・見学、調理実習など、学校と企業が連携した食育活動を推進します。
 - ③ 食について楽しく学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身に付け、郷土の食文化についての理解や食に関わる人に感謝するなどの豊かな心を育むため、計画的・継続的・組織的に食に関する指導の充実を図ります。
 - ④ 学校給食の食材として千葉県の地場産物を活用し、より安全・安心な給食の普及・定着を図るとともに、学習と結びつけた効果的な食育を推進します。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
ちば食育活動促進事業	主に食育推進体制の整備・運営として「ちば食育ボランティア」及び
	「ちば食育サポート企業」等の活動促進を図るほか、官民連携による
	食育活動の展開として食育に関する広報・啓発や「ちば食育推進大
	会」を実施する。 <安全農業推進課>
食からはじまる	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施
健康づくり事業	設等の関係機関における連携や、飲食店等における健康な食事の推
	進・人材育成等を行い、食育活動の充実を支援する。
	<健康づくり支援課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
いきいきちばっ子	学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、学校
食育推進事業	給食を活用した食育の充実を図るために、研究協議会や高等学校と
	幼小中学校等が連携した事業等を実施する。
	<教育庁保健体育課>
歯と口の健康週間及び	歯と口の健康週間(6月4日~10日)、いい歯の日(11月8日)
「いい歯の日」普及啓	を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるための
発事業	イベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と
	口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。 <健康づくり支援課>

Ⅱ-5-① 就学前の子どもの教育・保育の充実

【現状と課題】

1 就学前児童の教育・保育の支援体制の整備

就学前児童の教育・保育の状況は、主に保護者の働き方により、幼稚園等(全就学前児童数の25.6%)、保育所等(38.6%)、家庭等(35.9%)に分かれており、特に、5歳以上児の52.2%が幼稚園、42%が保育所等で教育・保育が実施されています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子どもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

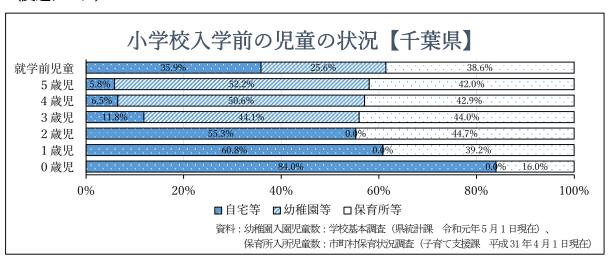
幼児教育・保育の質の向上のため、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センター の体制整備などを図ることが必要です。

2 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

市町村は、無償化の対象となる施設等の確認や、保護者の認定及び給付を行います。 これらの手続を円滑に行うため、市町村において無償化の対象となる施設等の情報を把握 する必要があります。

(関連データ)



注:「自宅等」には認定こども園の1号認定、認可外保育施設の児童等も含まれています。

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6 年度)	
幼稚園等や市町村の研修会への幼児教育 アドバイザー派遣件数	49件 (H30年度)	増加を目指します	

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
幼稚園等や市町村の研修会への幼児教育 アドバイザー派遣件数	3 9件 (R 3年度)	増加を目指します

- 【施策の方向と具体策】-

1 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。

私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。

- 2 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。
 - ① 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
 - ② 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 3 幼稚園や保育所等が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。
 - ① 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
 - ② 市町村が実施する保育所等の子育て支援拠点の普及と質の確保を図るとともに、 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて実施される市町村事業を支援します。
- 4 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。
 - ① 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。
 - ② 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。
- 5 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。
 - ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用 料を給付します。
 - ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

令和4年度 中間見直し

具体的な事業』	utt 1 11=-11
事業名	事業の内容<担当課>
私立学校経常費補助事	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担
業 (再掲)	軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経
	費に対し補助する。 <学事課>
子育て支援活動推進事	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設
業 (再掲)	や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立
	幼稚園等に対して助成する。 <学事課>
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対
(再掲)	して補助する。
地域子ども・子育て支	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。
援事業(再掲)	• 利用者支援事業
	・延長保育事業
	・地域子育て支援拠点事業
	・一時預かり事業
	• 病児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業 等
	<児童家庭課・子育て支援課>
幼児教育推進事業	幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育
	施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成
	研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の
	質の向上を図る。 <教育庁学習指導課>
子どものための教育・	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付
保育給付(再掲)	する。 <学事課・子育て支援課>
子育てのための施設等	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を
利用給付(再掲)	給付する。 <学事課・子育て支援課>
自然保育推進事業(再	子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進を図るほか、千葉県
掲)	全体の魅力向上を図るために、千葉県の豊かな自然環境を活かして、自
	然保育を実施する団体を県が認証し支援する。 <子育て支援課>
保育アドバイザー派遣	県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年
事業(再掲)	度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育ア
	ドバイザーを派遣するもの。 <子育て支援課>
保育の質の充実に向け	保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証
た調査事業(再掲)	することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結
	果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業)
	<子育て支援課>

Ⅱ-5-② 学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進

令和4年度 中間見直し

【現状と課題】

1 学ぶ力の向上

子どもには複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

2 読書活動及び読書環境の充実

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。 子どもが本に親しみ、好きな本を手に取ったり活用したりと、読書を習慣化するためには、子どもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。家庭、地域、学校等が連携し、読書環境を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を推進します。

また、平成29年度には、市町村におけるブックスタート事業の実施率が100%になり、乳幼児期の子どもの読書への関心を高める取組を充実させることができました。

3 健康・体力づくりの推進

千葉県の子どもは、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもに「健やかな体」を育むことが大切です。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。また、子どもが健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けることが求められます。

4 外国人児童生徒等への支援

近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語 指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。また、外国人児童生徒等に対して、各学 校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。

(関連データ)

外国人児童生徒数の実態

日本語指導を必要とする外国人籍の児童・生徒数(千葉県 ※千葉市含む) (人)

						,
	H20	H22	H24	H26	H28	H30
小学校	765	756	637	691	980	1120
中学校	324	352	217	246	333	419
高等学校	69	136	94	102	160	228
義務教育学校					12	10
特別支援学校	4	5	2	4	4	1
合 計	1, 162	1, 249	950	1,043	1, 489	1, 778

資料:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6年度)
主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小学校 28.6% 中学校 23.3% (H30年度)	小学校 100% 中学校 100%
小学校における新体力テスト(8種目 80点満点)の平均点	49.2点 (H30年度)	50.0点

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R 6年度)
主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小学校 19.7% 中学校 13.5% (R3年度)	小学校 100% 中学校 100%
小学校における新体力テスト(8種目 80点満点)の平均点	47.3点 (R3年度)	50.0点

---【施策の方向と具体策】--

1 子どもの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を推進します。

① 子どもが自ら学習上の課題を把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための 効果的な学習教材の提供をすることで、基礎的・基本的な知識の習得と学習意欲の向上 を図ります。

② 教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、研修体制 や授業改善方策の内容・手法を充実していくことにより、学力の基盤となる授業の充実 を図ります。

2 全ての子どもが本に親しみながら成長していくための子どもの読書活動を推進します。

- ① 家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。
- ② 家庭、地域、学校等が連携し、子どもが、好きな本を手に取ったり、必要な資料を調べたりすることのできる望ましい読書環境づくりを推進します。
- ③ ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもを対象としたセカンドブック事業を推進します。

3 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。

- ① 豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもの健康・体力づくりを推進します。
- ② 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる 体育の授業の実践を目指します。
- ③ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を積極的に紹介します。
- ④ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の 効果的な活用を促していきます。

4 外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備します。

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など 日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図り ます。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
子どもたちの主体的な	小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童・生徒が
学び促進事業	様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ 100」(小
	学校)及び「『ちばのやる気』学習ガイド」(中学校)の活用を促進する。
	<教育庁学習指導課>
高等学校と大学の連携	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、
の促進	全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全て
	の生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい
	環境を整備する。 <教育庁生涯学習課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
子どもの読書活動推進	千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)に基づき、全ての子ども
事業	が、本に親しみながら成長していくための読書活動を推進する。乳幼
	児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむこと
	ができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレットの配
	布や子ども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞
	かせボランティアステップアップ講座等を開催する。
	<教育庁生涯学習課>
いきいきちばっ子健	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力
康・体力づくりモデル	づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ち
プランの推進	をもたせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」
	を県民に広めるとともに、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援
	学校における健康づくりを推進する。 <教育庁保健体育課>
いきいきちばっ子コン	体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながら
テスト「遊・友スポー	リレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外
ツランキングちば」の	遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで
実施	好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。ま
	た、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を高め、
	子どもたちの体力の向上を図る。 <教育庁保健体育課>
外国人児童生徒等教育	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校
相談員派遣事業	に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。
	<教育庁学習指導課>
外国人児童生徒等の教	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の
育に関する連絡協議会	充実や、指導力向上に係る協議を行う。 <教育庁学習指導課>
の開催	
小学校専科非常勤講師	児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実
等配置事業	や質の高い授業づくりを行うため、県独自に専科教員等を小学校へ配
	置する。 <教育庁学習指導課・保健体育課・教職員課>

Ⅱ-5-③ よりよく生きるための道徳教育の充実

【現状と課題】

現在、日本の子どもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規 範意識、自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

- 【施策の方向と具体策】---

1 豊かな情操や道徳心を育む教育を推進します。

- ① 学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間等を要として、平成30年3月に改訂した「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。
- ② 法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

2 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育を推進します。

次代を担う子どもたちが郷土や国の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、 尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って 発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

3 心を豊かにする教育を推進します。

子どもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、 地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養 等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>
道徳教育推進プロジェ	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うた
クト事業	め、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在
	り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。
	その中で、県内の学校において授業公開を実施するとともに、実践事
	例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配
	付する。 <教育庁学習指導課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
親子ふれあいキャンプ	日常の生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしな
	がら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人
	一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わ
	い、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場と
	しての子育てネットワークの構築を図る。 <教育庁生涯学習課>
さわやかちば県民プラ	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環としてボラ
ザにおける「学習提供	ンティア体験講座やちば子ども大学事業*を実施し意識の向上を図る
事業」「情報収集・提	ほか、「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボラン
供事業」	ティア活動支援センター」を活用し、ボランティア活動に関する情報
	の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。
	<教育庁生涯学習課>

Ⅱ-6-① 人権教育の推進

【現状と課題】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、 県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が 行われた結果、人権に関する理解は全体的に前進を見せていますが、残念ながら現実には様々 な偏見や差別など、国民の誰もが持つ人権を侵害し、生命の尊厳まで脅かす行為が後を絶ち ません。特に子どもについては、児童虐待やいじめによる自殺など、生命にかかわるような 人権上の問題が尽きない今こそ、人権教育が必要不可欠といえます。

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からのライフステージごとに、地域の実情等に合わせて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

そこで、学校の教育活動全体を通じて、子どもが人間としての在り方を考えられるよう、 人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性や道徳的実践力を育成すること、子どもの 豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く、 社会性、公共の精神、自然を大切にし、環境を守ろうとする姿勢などを育てることに取り組 むとともに、社会が人権に関する理解を深めるような社会教育の実施に取り組みます。

また、児童福祉法では、平成28年の改正により、子どもを権利の主体として位置付けており、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、その権利を保障するために、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進める必要があります。子どもが意見を表明しやすい環境を作ること、また、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

−【施策の方向と具体策】──

1 千葉県人権施策基本指針に基づき、子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重 される社会を目指して、心のバリアフリー推進事業を実施します。

差別意識や偏見を持たない「心のバリアフリー」を達成するため、一人ひとりの心に 直接訴えかけるのに有効な講演会や研修会等の実施、人権啓発のための講師派遣等を行い ます。

2 教職員の人権意識を啓発します。

公立小・中・高等学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員対象の研修において、各種人権課題について学ぶ機会を提供し、学校教育活動全体を通して人権教育を推進します。

- 3 県民の人権課題に対する理解と認識を深め、人権教育の充実を図ります。
 - ① 社会人権教育*の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。
 - ② 県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。

4 虐待等により家庭で生活ができない子どもの権利を擁護します。

虐待等により家庭での生活ができない子どもに対しては、権利擁護に関するしおり(子どもの権利ノート)を渡して、子どもの権利擁護とは何かを説明するとともに、県庁への連絡用のはがきを渡すなど、周囲の大人に相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。

5 子どもが相談できる環境の整備を図ります。

いじめ、体罰、虐待など、子どもの権利が侵害された場合に、子ども自身が相談できる窓口の設置を検討します。

事 業 名	事業の内容<担当課>
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会
推進事業	等を主催し、人権啓発のための講師派遣等を行う。また、各種広報活
	動や啓発冊子の作成、配布等の啓発事業を行う。
	<健康福祉政策課>
(学校) 人権教育推進	学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作
事業	成を行う。 <教育庁児童生徒安全課>
社会人権教育指導研修	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催
事業	する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育
	指導資料等を作成し、配布する。 <教育庁生涯学習課>
子どもの権利ノートの	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること(生存)、
作成	守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)
	に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子ども
	の権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配
	布する。 <児童家庭課>

Ⅱ-6-② 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

1 児童虐待防止

子どもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約3.4倍になるなど、児童虐待は増加の一途をたどっており、平成31年1月には県内で児童虐待により小学性の女児が死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。

本県では、平成28年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童虐待防止 施策を推進しているところですが、今後、二度と児童虐待により子どもの命が失われるこ とがないよう、事件の検証報告を踏まえ、取組を強化していく必要があります。

増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが 最も重要です。子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を 差し伸べることが大切です。

また、虐待は子どもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要です。このため、児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要です。

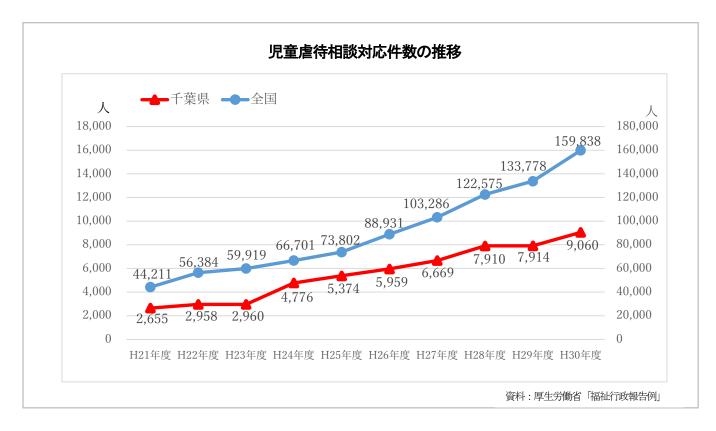
児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となります。特に、中央、市川、柏児童相談所については、管轄する人口が全国平均の2倍を超えており、児童虐待相談対応件数も大幅に増加していることから、抜本的な組織の見直しが必要です。

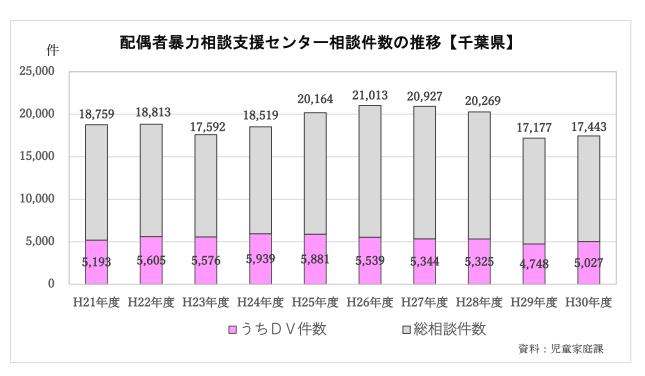
さらに、行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、 県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対す る意識を広めることも大切です。

2 DV被害者への支援

DVのある家庭では、配偶者への暴力だけでなく、児童虐待も起きている場合があるとともに、子どもがDVの現場を目撃することも児童虐待です。DVは、被害者を傷つけるだけでなく、子どもの心にも大きな傷を負わせ、子どもの人格形成や身体的成長過程へも深刻な影響を与える場合があります。身体的・精神的に深刻な影響を受けているDV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)





【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
児童虐待による死亡事例	1件 (H30年度)	0件
養育支援訪問事業の実施市町村数	35市町村 (H30年度)	全市町村
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市 (H30年度)	全市町村

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
児童虐待による死亡事例	0件 (R3年度)	0件
養育支援訪問事業の実施市町村数	27市町村 (R3年度末)	全市町村
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	27市 (R3年度末)	全市町村

令和4年度 中間見直し

-【施策の方向と具体策】-

- 1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
 - ② 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ 母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な 研修を行います。
 - ③ 市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。
 - ④ 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子 保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図り ます。

⑤ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性からの SOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町 村窓口へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

- ① 県児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進めます。
- ② 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの更なる増員や、保健師などの配置を行います。
- ③ 職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。
- ④ 職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ICTの積極的な活用を図り、 児童相談所の業務を支援するシステムの見直しを行います。
- ⑤ 児童相談所の一時保護所の入所児童が定員を超えている状況を解消するため、一時保護所の増設や、老朽化した児童相談所の建替を進めます。その際には、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応ができるように個室を整備するなど、居住環境の改善を図ります。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

- ① 市町村は、全ての子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援 に係る業務全般を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置する努力義務があることか ら、設置を推進していきます。
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な子どもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。
- ③ 警察と児童相談所との円滑な連携を図るため、全ての児童相談所に警察職員又は警察 OBを配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ④ 医療機関との連携においては、虐待を疑わせるような子どもの受診等に対応するため、 医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を 通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。
- ⑤ 学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。
- ⑥ 子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童 福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援 センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に

対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。

4 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や 通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。

具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。

5 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

6 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活 再建に向け、各種施策の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

事 業 名	事業の内容<担当課>	
児童虐待死亡ゼロに向	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死」	二事例等検証委員
けた取組	会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向け	ナた取組を推進す
	る。	<児童家庭課>
出産後の訪問支援の強	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家	で庭等を訪問し、
化	専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実	施する「乳児家庭
	全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進す	一 る。
		<児童家庭課>
中核市の児童相談所設	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、石	肝修生の受入や人
置に向けた支援	事交流など、必要な支援を行う。	<児童家庭課>
児童相談所虐待防止体	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案へ	への対応力を強化
制強化事業	する。	
	・子ども家庭110番、電話相談員の配置	
	・児童安全確認等対応職員の配置	
	・一時保護された児童へのケアの充実	
	・保護者への支援、指導等の強化	<児童家庭課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
児童相談所専門機能強	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相
化事業	談所の専門性を強化する。
	・児童相談所職員に対する研修の実施
	・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備
	<児童家庭課>
児童相談所支援システ	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相
ム整備事業	談所業務の適正化、効率化を図る。 <児童家庭課>
児童相談所の整備	(仮) 印旛・(仮) 東葛飾児童相談所の新設を進める。また、「千葉県県
	有建物長寿命化計画」に基づき、柏・銚子児童相談所の建替等を進める。
	<児童家庭課>
児童虐待対策関係機関	市町村をはじめとする関係機関に機能強化のための研修やアドバイザ
強化事業	一等の派遣を行い、効果的な体制の構築を図る。
	・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修の実施
	・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣
	<児童家庭課>
警察と児童相談所等と	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童
の連携強化	の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。
	<県警少年課>
児童虐待防止医療	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、
ネットワーク事業	情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐
	待の早期発見等を図る。 <児童家庭課>
子どもの心の医療	子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中
ネットワーク事業	核としたネットワークを作り、子どもの心のケアに関する支援体制の
	構築を図る。 <児童家庭課>
スクールカウンセラ	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクール
ー・スクールソーシャ	ソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその
ルワーカーの配置	保護者への支援の充実を図る。 <教育庁児童生徒安全課>
児童家庭支援センター	地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、児童家庭支
運営等補助事業	接センターの運営等に対し補助を行う。 <児童家庭課>
子育て世代包括支援セ	○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修
ンター支援事業(再	子育て世代包括支援センターの職員(保健師等の専門職)を対象に、
掲)	支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の
	研修を実施する。 <児童家庭課>
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える
(再掲)	女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、
	必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関
	へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>

事 業 名	事業の内容<担当課>
DV被害者の子どもの	DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判
ケア	定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行うとともに、子ども
	ルームや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を
	図る。 <児童家庭課>
DV防止・被害者支援	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間
対策(再掲)	支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を
	行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施す
	る。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセ
	ンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相
	談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。
	<児童家庭課>